

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

黒潮町長

市町村名 (市町村コード)	黒潮町 ( 39428 )
地域名 (地域内農業集落名)	佐賀2 ( 白浜・横浜・馬地・佐賀・上分・藤縄・熊井・伊与喜・市野々川・不破原・熊野浦・鈴 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在の耕作者が撤退した場合、外部から担い手が参入する可能性はほぼ無い。  
・小狭・不整形の土地が多く、水路も十分な大きさが無いため、維持管理も負担となっている。  
・地区内の農業者で規模拡大は難しいため、入り作を受け入れていきたい。  
・個人機械が老朽化しており更新のタイミングが離農のきっかけとなっている。  
・農地法面の維持管理が困難となってきた。  
・耕作者の高齢化が進んでおり、個人農家での経営継続は困難。  
・後継者が不足しており、耕作者が減少し、耕作放棄地が拡大している。  
・浸水等の水害が発生し、土砂の撤去など、大きな負担となっている。また、浸水するため、水稲以外の作物は作付けが困難。  
・鳥獣被害が多い。  
○施設園芸の課題  
年に数回水害が発生し、浸水するため、施設園芸に向かない農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金を活用(防草シートによる法面管理)し、地域ぐるみの農地保全等を実施する。  
・条件が悪い地区の基盤整備を実施し担い手(集落営農組織等)に農地を集積する。  
・耕作ができなくなった場合は地区内外の担い手(集落営農組織等)に委託、農地集積する。  
・地域内で農地の集積・集約することで移動距離の短縮を図り、作業の効率化を図る。  
・事業を活用し老朽化した農業施設の改修を図る。  
・後継者の育成・確保に向けて、施設園芸の可能な農地では外部からの受け入れも含めて、施設園芸を推進していく。  
○施設園芸の方向  
・新規就農者の受け入れ体制を構築し施設園芸(ニラ)等の後継者育成に取り組む。  
・カット野菜など加工野菜の販売を検討し、収益の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	201 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	201 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存農家が経営継続を行い、場合によっては維持管理又は果樹の定植(家庭菜園程度)により、労働力を抑えながら継続する。</li> <li>・個人農家で耕作できるかぎり続けるが、規模拡大は難しいため、入り作農家へ農地斡旋を進めて行く。</li> <li>・農業法人(明神ファーム等)への集積を進める。</li> </ul>
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構を活用。</li> </ul>
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場整備は、地権者の合意が取れるか難しいので、事業化に至らないかもしれないが、要望があがった場合は事業化に向けて取り組んでいく。</li> </ul>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入り作希望者を地域で受け入れていく。</li> <li>・耕作が可能な農家の経営継続を図る。</li> <li>・集落営農組織(法人含む)への集積を希望。</li> <li>・機械のリース事業など事業の有効活用を進める。</li> </ul>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の集落営農組織等への集積を進める。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
<p>①イノシシ被害を抑えるため猟友会と連携する。国・町補助を活用し、鳥獣害防止対策を実施する。</p> <p>③スマート農業の導入を検討し、ドローン防除による労力の軽減を図る。</p> <p>⑦、⑧日本型直接支払制度や耕作条件改善事業を活用し、水路等農業施設の修繕を行っていく。</p>				